

施工条件の明示

工事番号 : 施浄改9第1号
工 事 名 : 福増浄水場入出力装置更新工事
工事場所 : 市原市福増47 福増浄水場内

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1 本工事の期限は令和10年3月18日であるので、同時期に施工される場内工事の工程を把握し、工程管理に十分注意し工事を実施すること。 2 工事現場の関連他工事の進捗を把握し、現場周辺において競合する場合は工程調整等の協議を十分行い、工期内完成に努めること。 3 機器および材料搬入時においても、他工事受注者と十分協議を行うこと。 4 土日、祝祭日等の作業は原則として行わないものとする。万が一作業が必要になった場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。 5 施工時間帯について、平日は日中（9：00～17：00）とするが万一これ以外の時間帯の作業が必要になった場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。
施 工 関 係	本工事施工においては、稼働している分場内での工事なので、既設設備に支障が生じないように、施工管理、品質管理、切替手順、現場管理、安全対策等を検討した施工計画書を提出すること。
用 地 関 係	1 現場事務所の設置が必要な場合は、設置期間及び設置場所について監督職員と協議するものとする。 2 周辺管理道路の機能を損なうことなく、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。
公 害 対 策 関 係	排出ガス対策型、低騒音及び低振動機器を使用すること。
安 全 対 策 関 係	1 現場においては、通常の安全管理の他、常に現場の状況に則した対応を講じるものとする。特に重量物の移動等には、十分に安全を確保したうえ作業を行うこと。 2 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法等の関係法令に従って行い、常に整理整頓を行うとともに、危険箇所については標識類、防護柵等の安全対策をとり事故の防止に努めること。
仮 設 関 係	仮設電力は原則、受注者にて用意すること。ただし、検査、試運転調整等の工事に係る用水等については、当局の施設に支障のない範囲で支給する。
建設副産物関係	—
産業廃棄物関係	—
工事支障物関係	工事に先立ち現地調査を行い、工事支障物等を確認するとともに支障物等が発見された場合には、管理者及び監督員と立会等を行い、必要な対応策を講じること。

そ の 他	1 福増浄水場及び各施工場所において契約済みの受注者がいる場合は、工事関係者連絡会議に参加し、運営に協力すること。 2 工事で1か月以上作業する者は、事前に腸内細菌検査を受けるとともに、検査結果を報告すること。 3 福増浄水場等の運営に支障とならないこと。 4 作業員の体調管理について、施工環境等を考慮し必要な対策を行うこと。 5 監督職員と協議のうえ、現地付近の住民に対し工事についての事前説明を行い、十分な協力を得られるよう努めること。
--------------	---